

「多文化共生社会」のために

～在日韓国人・朝鮮人アンケート調査から～



書籍部

序 文

島根県は、「在日韓国・朝鮮人」の方々が県内で生活している実態と、その中での問題点を把握するため、1991年と1996年の2回「在日韓国・朝鮮人実態調査」を実施しました。

第1回調査当時、県内の外国人登録者数は2000名余りで、その中で「韓国・朝鮮籍」の割合が6割を越えており、県の在住外国人施策のほとんどが「在日韓国・朝鮮人」を対象としたものでした。

現在、県内の在住外国人数は急増し、外国人登録者数も5,000名を越えていますが、「韓国・朝鮮籍」の数はわずかず減少し、全体の2割程度となっています。

島根県は1989年に韓国・慶尚北道と姉妹提携を結び、現在まで官民を問わず活発に交流が行われていますが、「在日韓国・朝鮮人」の多くが、慶尚北道、慶尚南道の出身者であることを考えると、本県にとってその意味は重く、歴史を見つめ直し、「在日韓国・朝鮮人」を取り巻く諸課題を把握し、その解決を図って行くことが必要です。

このため、過去2回に引き続きアンケート調査を行い、「在日韓国・朝鮮人」の実態を紹介し、多数の文化が共に生きる住み良い地域社会いわゆる「多文化共生社会」の実現に向け、このパンフレットを作成しました。

この調査により、日本の社会情勢が変化する中、「在日韓国・朝鮮人」の中で、日本への帰化や同化が進む一方で、民族の文化を守って行こうとする意識を強く持っている人も少なくないことがわかります。

なお、この報告書の作成にあたって、島根大学名誉教授内藤正中氏の御指導を受け、調査については、在日本大韓国民団島根県地方本部及び在日本朝鮮人総联合会島根県本部の御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、このパンフレットにふさわしいイラストを御提供いただきました宋貴美子さんにもお礼を申し上げます。



2002年3月

島根県総務部長 大西 秀人

目次

島根県の在日韓国・朝鮮人	
なぜ、在日韓国・朝鮮人が住んでいるのか	1
在日韓国・朝鮮人の国籍	4
調査結果	
調査方法と回答について	7
回答結果とコメント・自由意見抜粋	7
実態調査結果総括	17
島根県における在日韓国・朝鮮人施策について	
これまでの施策と今後の課題	18
在住外国人全般に対する施策	19
島根県の大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国との交流	
大韓民国との交流	21
朝鮮民主主義人民共和国との交流	22
調査データ	23
調査票	31

島根県の在日韓国・朝鮮人

はじめに

このパンフレットでは、日本に在住する「韓国籍」「朝鮮籍」の人たちを総称して「在日韓国・朝鮮人」と呼び、地理的・歴史的名称としては、「朝鮮」「朝鮮半島」「朝鮮人」を使うことにします。

なぜ、在日韓国・朝鮮人が住んでいるのか

在日韓国・朝鮮人が日本に住むようになったのは、戦前における日本の植民地政策と戦時下での国家総動員体制と深い関わりがあります。

【植民地政策 - 朝鮮進出の時代】

明治期の日本は、国内での貧しさを解決するため、さらには新たな市場や活動の場を求めて朝鮮半島への進出を図り、1910(明治43)年には韓国を併合して日本の植民地にしました。

韓国併合

日本は1904年、5年、7年と3次にわたる日韓協約を強要して、韓国から外交権を奪って保護国とし、漢城(ソウル)に統監府を置いて内政全般を掌握し、日本政府の意に従わない皇帝を退位させ、軍隊も解散させました。これに反対する抗日運動を武力で鎮圧し、1910年「韓国併合に関する条約」を結んで、朝鮮を植民地にしました。

ここに、朝鮮は日本領土の一部とされ、朝鮮総督府のもとに太平洋戦争終結まで36年間にわたって日本の支配下におかれました。

在朝日本人と在日朝鮮人の推移

	全 国		島根県	
	在朝日本人	在日朝鮮人	在朝日本人	在日朝鮮人
1909年(明治42)	126,168	790	2,653	57
1918年(大正7)	336,872	22,262	7,452	806
1926年(大正15)	442,326	148,503	8,555	490
1930年(昭和5)	501,867	298,091	9,642	1,308
1934年(昭和9)	561,384	537,576	10,780	3,391
1939年(昭和14)	650,104	961,591		4,523
1942年(昭和17)	752,823	1,625,054	19,994	9,803

(注) 全国は姜在彦『日本による朝鮮支配の40年』P199
島根県は各年『島根県統計書』より作成

すでに併合の前年には、約13万人の日本人が朝鮮に進出しており、そのうち島根県人も2,653人を数えています。そして在朝日本人は増加を続け、1930(昭和5)年には50万人をこえ、島根県人も約1万人になります。

朝鮮に進出した日本人によって朝鮮人は押し出されるように離農離村を余儀なくされました。朝鮮半島南部の人たちは、出稼ぎ先として日本内地に渡航するようになり、1930年代には全国で50万人、島根県下でも3,000人前後が就労するようになりました。

日本にやってきた朝鮮人は、植民地出身の労働者として内地労働力市場の最底辺に組み入れられました。全国的にも島根県において土木建築の現場に多くの人が就労しました。山陰線をはじめとする鉄道建設や災害復旧、ダム建設などです。

しかし1930年代になると、出稼ぎ型が山村での定住型に変わります。木材・木炭生産の増加が背景にあります。それとともに結婚して世帯をもつ者が増加してきました。

強制連行

日中戦争が全面的に拡大するにつれて、日本は内地で労働力不足をきたし、1938年に制定された国家総動員法に基づく労働力移入政策によって、朝鮮から労働者あるいは軍事要員として強制的に日本に駆り出されました。その結果、炭坑、鉱山、土木建築の現場や工場、軍人軍属などに、確認されているだけでも70万人を超える朝鮮人が連行され強制労働を強いられました。



【戦時体制下の時期】

戦時体制下になりますと、朝鮮人の内地移住政策が強化され、いわゆる強制連行というかたちで、青年男子だけでなく、女子も「挺身隊」として徴用され、従軍慰安婦にされたりもしました。

1938(昭和13)年には国家総動員法が、翌年には国民徴用令が公布され、戦争による内地での労働力不足を補うために、「集団募集」「官斡旋」「徴用」によって72万人以上の朝鮮人が強制連行され、軍需工場、鉱山、土木工事に就労させられました。

- 島根県内の状況 -

- ・島根県下では、簸川郡の鰐淵鉱山、仁多郡の新北原発電所、美濃郡の澄川発電所に就労させられたほか、安来の日立工場にも「半島訓練工」として配属されました。
- ・美濃郡の都茂鉱山には、朝鮮から郡単位で連行された80名と、各地から徴用した96名の名簿が発見公開されています。
- ・この時期には2万人以上の朝鮮人が県下全域に在住して、農林業、製炭業、土建業などで、戦時下の労働力不足を補うかたちで生活していました。

【終戦から戦後の時期】

1945(昭和20)年8月15日に戦争が終結、朝鮮は日本の植民地支配から解放されたことにより、150万人の朝鮮人が祖国に帰って行きました。

しかし、朝鮮での生活が困難な様子や、軍政下での政情不安が伝えられ、さらに帰国時の持ち帰り通貨が1,000円までに限られ、手荷物も制限されていたことなどから、帰国をあきらめて日本にとどまることにした人が60万人近くいました。

彼らと、その2世、3世以降が、現在の在日韓国・朝鮮人になります。

帰国しないで日本にとどまった朝鮮人は、占領軍によって「いまだ日本国籍を有する」とされ、その一方では「外国人とみなす」といわれて外国人登録令が適用されるなど、その立場は不明確なものでした。

このため在日朝鮮人は、外国人とみなされることによって、日本国民としての権利は保障されず、日本国籍をもつということで、外国人としての利益も受けられなかったのです。

1948(昭和23)年に文部省は、朝鮮人の子どもたちは日本の学校に就学させる通達を出しまし

た。同時に朝鮮学校は都道府県の認可を受けることとしました。次いで翌年には朝鮮学校に対して閉鎖が命じられます。

1952(昭和27)年のサンフランシスコ講和条約発効を機に、旧植民地出身者は法務省民事局長の通達で「日本国籍」を喪失することになります。正式に外国人になって、出入国管理令と外国人登録法のもと管理されることになりましたが、戦前から日本にいたのですから、パスポートはありませんし、入国ビザもない「外国人」になりました。そこで日本政府は、「別に定める法律」ができるまでの間は「在留資格がないままで日本に在留できる」と定めましたが、その法律で在留資格がどのように決められるかわからない不安定な立場におかれることになりました。

第三人

朝鮮人など旧植民地出身者を「第三人」と呼んだのも、この頃のことです。第三国とは、戦争に勝利した連合国でもなく、その敵国であった日本でもないということから、朝鮮などへの呼称となったものですが、日本との関係でいえば、朝鮮は第三国とするわけにはいきません。しかし「解放人民」とされた朝鮮人に対して、敗戦で打ちひしがれた日本人が、羨望と蔑視が入りまじった差別語として「第三人」と呼んだようです。

- 島根県内の状況 -

・終戦当時、島根県内には約4万人の朝鮮人がいたと言われ、終戦直後の時期に約3万人以上が帰国、1949(昭和24)年には6,046人が在住し、1955(昭和30)年までの間は6,000人前後で推移します。

- ・朝鮮学校は、1946(昭和21)年に浜田市蛭子町天満宮拝殿を教室にして、30名の朝鮮人を対象にして朝鮮語と朝鮮歴史を朝鮮青年同盟の役員が教えたのがはじまりで、1949(昭和24)年には出雲、浜田、江津、益田、柿木の5校に閉鎖通告が出されました。松江や安来の学校は前年に解散しています。
- ・1949年1月、密貿易のヤミ物資摘発をめぐり警察に抗議して、200人の朝鮮人が益田町警察署をとり囲み、武装警官と衝突する「益田事件」が発生しました。騒擾罪が適用され、アメリカ軍政部が関わった重大事件で、占領軍の朝鮮人対策に重要な影響を与えることになります。



【共生へのステップ - 処遇改善の歩み】

1965(昭和40)年、日本と韓国との国交が正常化されたことにより、韓国籍の人は「協定永住」の資格が与えられ、国民健康保険への適用が認められました。1年以上滞在するすべての外国人が国保も加入できるようになるのは1986年からです。

次いで1979(昭和54)年の国際人権規約、1981年の難民条約の批准によって、協定永住以外の在日韓国・朝鮮人に対して「特例永住(一

般永住)」が与えられます。1991(平成3)年の法的地位協定の改定でもって、すべての在日韓国・朝鮮人が「特別永住」の資格をもつことになり、在留資格はそれなりに安定することになりました。

また、1992年からは指紋押捺制度が廃止され、代って署名と家族登録制が導入されました。しかし外国人登録証明書の常時携帯と提示の義務づけは残されました。

国民年金については、1982(昭和57)年に国籍要件がなくなりましたが、その時点で35才以上の人たちは、25年という納入期間が不足するという理由で加入が認められませんでした。このため全国の市町村では、それぞれ独自の給付が行われています。



- 島根県内の状況 -

- ・ 島根県内の韓国・朝鮮人は、1950年代は5,000～6,000人でしたが、1960年には4,007人、1965年には1,984人と激減し、1980年代からは1,300人台で推移します。1955年から1960年までの減少率30.0%、1960年から1965年までの減少率51.3%で、ともに全国第一位でした。この時期は中国山地で製炭業がゆきづまり、地域の過疎化が言われた時点で、島根県の人口減少率も7.4%減と全国一でした。
- ・ 県全体での減少のなかでも、特に郡部町村在住者が大きく減少し、県内に残った人たちは都市部に集まる傾向が顕著になりました。
- ・ 1965(昭和40)年頃では70%以上の人たちが無職であることに、在日韓国・朝鮮人のきびしさがみられます。仕事では、農林業、建設業、古物販売などが主なものでしたが、1975(昭和50)年以降では、管理職、事務職、販売業、サービス業に変わっていきます。
- ・ 1959(昭和34)年から在日朝鮮人の帰国がはじまります。県内からの帰国者は、1966(昭和41)年までで209世帯、920人でした。

在日韓国・朝鮮人の国籍

1947(昭和22)年の外国人登録令施行にあたり、当分の間外国人とみなすとされた在日韓国・朝鮮人は、すべて「朝鮮」籍が与えられました。1948年に大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国が建国しますが、1950年に朝鮮戦争が勃発して南北が対立するなかで、連合国総司令部は「朝鮮」から「韓国」への国籍書きかえを指示し、本人の申し出により「朝鮮なる用語に変え韓国と記載」されることになりました。次いで1965(昭和40)年の日韓条約の締結で、日本政府は「朝鮮」は符